

大規模償却資産の東京都課税額の減額について（議案第58号資料）

令和7年度当初予算において、固定資産税（償却資産）の大規模償却資産に係る東京都分の課税額を5億9,800万円と見込んでいたが、対象となる事業者からの申告に基づき、詳細に計算したところ、当初の見込みより都の課税額が減少し、市の課税額が増えることとなったため、以下のとおり当初予算との差額を増額補正したい。

1 大規模償却資産について（地方税法第349条の4第1項）

- 大規模償却資産とは、一人の納税義務者が市内に所有する償却資産の合計額が、一定の金額（課税定額※）を超えるものをいう（今年度は、7者が対象）。

※ 課税定額とは、直近の国勢調査の人口によって決まるもので、本市の今年度の課税定額は32億円である。また、一人の納税義務者が市内に所有する償却資産の合計額の4/10が32億円を超えるときは、その4/10の額が課税定額となる。

- 大規模償却資産は、一部の市町村に偏在する傾向があるため、過度な税源の偏在を是正し、効率的に運用するという趣旨に基づき、課税定額を超える部分については、原則として都道府県が課税することとされている。一方、課税権を制限することによって、市町村の財政運営に影響を与えることのないよう、一定の要件のもと課税定額を増額することができる。

2 課税定額を増額できる要件（同条第2項）

前年度の財政力指数が1.6を超えている場合は、一般的に東京都の課税が発生することとなるが、次の計算式により課税定額（本市が課税できる金額）を増額できる場合がある。

A = 前年度の基準財政収入額 - 前年度の大規模分金額 + 課税定額

B = 前年度の基準財政需要額 × 1.6

⇒ AがBより小さい場合は、AがBの額に達するまで「課税定額」を増額できる

当初予算編成時においては、対象となる事業者から申告書が提出されていなかったため、Aの額は確定しておらず、その時点では課税定額を増額できるかは分からなかった。そのため当初予算では、本市の過去の実績※から課税定額を増額できないと見込み、東京都の課税額を5億9,800万円と計上していた。

※ 過去に本市で大規模償却資産の都課税が発生した年度で、課税定額を増額できたことはなかった。

3 東京都の課税額について

対象となる事業者の償却資産申告書に基づき、上記2の式により計算したところ、課税定額を増額することができたため、東京都の課税額は9,183万7,900円に減額となった。

4 補正予算要求額について

予算科目：歳入－1市税－2固定資産税（固定資産税（償却資産）現年課税分）

要求額：5億9,800万円（当初予算上の都課税額）－9,200万円（確定額）＝5億600万円の増